

岡山県ミニバスケットボール連盟功労者表彰規定

1 趣旨

本規定は、岡山県ミニバスケットボール連盟（以下「県連盟」）の発展のために顕著な功績あげた者を表彰し、その功績を称えるためのものである。そのための表彰規定を定め、表彰基準を明確にするものである。

2 対象

表彰の対象は、県連盟の発展に功績のあった以下の個人、または、団体とする。
県連盟の役員、または、それに準ずる者。
県連盟に所属するチームの指導者。
県連盟に所属する団体

3 推薦基準

推薦基準は以下の通りとする。

永年功労賞 チームの指導が通算20年以上になる者。
特別功労賞 県連盟への功績が多である者、または、団体。

4 推薦

県連盟に所属する各地区連盟は、上記の趣旨に該当する候補者、または、候補団体を推薦することができる。候補者の推薦にあたっては、推薦理由を所定の推薦書に記載して、県連盟会長宛に提出する。

5 審査と決定

候補者の表彰の適否は、常任理事会で審査し、常任理事会参加者の過半数の賛成で決定する。

6 表彰の実施

表彰は、功労者を称えるにふさわしい場所や日時を決めて行う。

7 表彰者、団体決定までの流れ

表彰候補者、候補団体の推薦（各チーム 地区連盟）
表彰候補者、候補団体の推薦決定（地区連盟）
推薦書の提出（地区連盟 式典委員長）
表彰候補者、候補団体の適否の審査（常任理事会）
表彰者、団体の決定（理事長 各地区連盟）
表彰式

この規定は、平成17年2月19日より施行する。